

# 作業機械導入支援事業について

## 趣 旨

宇都宮市では、新規就農者の参入や農業者の経営拡大を促進するとともに、園芸農家の規模拡大及び水稲単一経営から収益性の高い園芸作物の経営との複合化による農業所得の安定化を図るため、園芸作物を生産するための作業機械を実施いたします。

## 事業の概要

野菜・花き・果樹を生産する作業機械の導入

①作業機械（播種機、収穫機、園芸用ドローンなど）

- ・ 認定農業者：事業費の3/10以内で、補助金限度額100万円以内
- ・ 認定新規就農者：事業費の1/2以内で、補助金限度額300万円以内
- ・ 営農集団：事業費の3/10以内で、補助金限度額150万円以内

※ パイプハウス整備事業と併用する場合は、認定農業者は合計100万円以内、認定新規就農者は合計300万円以内。

②ドローン免許講習費用 ※ドローンの購入に伴う講習受講に限る

- ・ 講習費用の3/10以内

## 事業の対象者

- ・ 認定農業者、認定新規就農者、営農集団

## 採 択 基 準

- ・ 市税を滞納していないこと。
- ・ 播種から出荷調整まで（播種、肥培管理、病虫害の防除、収穫、出荷調整）の作業で使用するものであること（アタッチメント含む）。ただし、トラクター等の「耕うん整地」、「調整・加工」業務に係る機械は、補助対象外とする。
- ・ 運搬用トラック、フォークリフト等農業以外に使用可能な汎用性の高いもの及び中古機械は対象外とする。
- ・ 施設園芸：5 a以上の園芸用施設の新設または増設を伴うこと。
- ・ 露地園芸：経営規模が30 a以上であること。ただし、認定農業者、営農集団は2割以上の規模拡大であること。  
規模拡大部分が全て水田であること、又は加工用トマト、なす、ねぎ、たまねぎ、レタス、さといも、ほうれんそう、ばれいしょ、はくさい、だいこん、スイートコーン、うど、えだまめ、キャベツ、ブロッコリー、にんじん、かんしょ、ズッキーニを作付していること。
- ・ 果樹園芸：経営規模が30 a以上であること。ただし、認定農業者、営農集団は2割以上の規模拡大であること。
- ・ 総事業費が50万円以上であること。（複数機械の合計金額）

### お問い合わせ先

宇都宮市経済部農林生産流通課  
生産振興グループ

TEL 028-632-2466

FAX 028-639-0618

## 必要書類について

※ 下線があるものは、事業実施者が添付すること。

### 実施申請

- ・事業実施申請書（別記様式第1号）
- ・事業計画書（別記様式第1号-2）
- ・概算見積書（見積内容の明細含む）1者
- ・事業実施場所の地図

※ 営農集団は、組織の規約、機械利用規定、構成員名簿等

### 交付申請

- ・交付申請書（別記様式第3号）
- ・事業の収支予算書（別記様式第3号-1）【事業にかかる費用の収支内容を書いたもの】
- ・補助事業採択通知の写し（実施申請を受けて、市から送付されたものの写し）

### 実績報告

- ・実績報告書（別記様式第6号）
- ・事業実績書（別記様式第6号-1）
- ・事業の収支決算書（別記様式第6号-2）【事業にかかった費用の収支内容を書いたもの】
- ・見積書3者以上（交付決定後の日付、社判あり）
- ・納品書、領収書の写し

### 交付請求

- ・交付請求書（別記様式第8号）
- ・交付額確定通知の写し（交付申請を受けて、市から送付されたものの写し）

## 園芸作物生産施設等補助事業進行チャート

### ☆ 第1段階 ☆ ～ 実施申請 ⇒ 採択 ～

◎市に補助事業を実施したいという申請を出す段階。

必要な書類	
<input type="checkbox"/> 実施申請書(別記様式第1号)	<input type="checkbox"/> 参考見積書(1者写し)
<input type="checkbox"/> 事業計画書(別記様式第1号-2)	<input type="checkbox"/> 事業実施場所の地図(住宅地図等)



◎採択後、市から事業採択通知書により通知がされます。

### ☆ 第2段階 ☆ ～ 交付申請 ⇒ 交付決定 ～

必要な書類	
<input type="checkbox"/> 補助金等交付申請書(別記様式第3号)	
<input type="checkbox"/> 収支予算書(別記様式第3号-1)	
<input type="checkbox"/> 事業採択通知書の写し	



◎市で内容審査後、交付を決定し、交付決定通知書により通知がされます。通知がされたら、当初の見積業者も含めて、3者の見積りを取ってください。

### ☆ 第3段階 ☆ ～ 事業の実施 ～

◎交付決定が通知されたあとに、初めて事業に着手します。着手方法は以下の通りです。

① 当初の見積業者も含めて、3者の見積りを取ってください。



② 1者に決定し、工事を開始する。



③ 工事の完成後、代金を事業者に支払ってください。

☆ 第4段階 ☆ ～ 実績報告 ⇒ 補助金交付額の確定 ～

◎事業を実施した内容を市に報告し、それによって市は実際の経費から補助金額を最終確定します。

必要な書類

<input type="checkbox"/> 実績報告書(別記様式第6号)	<input type="checkbox"/> 見積書(3者分の写し)
<input type="checkbox"/> 事業実績書(別記様式第6号—1)	<input type="checkbox"/> 領収書, 納品書の写し
<input type="checkbox"/> 収支決算書(別記様式第6号—2)	<input type="checkbox"/> その他, 市が提出を指示した書類



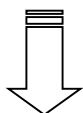
◎市が報告の内容を確認して検査した後、交付額確定通知書により通知がされます。

☆ 第5段階 ☆ ～ 交付請求 ⇒ 支出 ～

◎実績報告に基づいて市が確定した補助金額で、交付の請求を行います。

必要な書類

<input type="checkbox"/> 交付請求書(別記様式第8号)	<input type="checkbox"/> 交付額確定通知の写し
---	-------------------------------------



◎請求の内容に基づき、市から補助金が交付されます。通知書類はありません。

お問い合わせ先

宇都宮市経済部農林生産流通課  
生産振興グループ

TEL 028-632-2466

FAX 028-639-0618